

資料⑤ 障害児拠点枠の実施要項 (岡山市認定こども園障害児保育対策事業実施要項から抜粋)

岡山市認定こども園障害児保育対策事業実施要綱

(入園対象児童)

- 第4条 入園対象となる児童は、認定こども園に入園を希望する保護者の養育する障害児で、日々通園可能であり、かつ、障害の程度が軽・中程度の集団保育可能な児童とする。
- 2 拠点園の障害児拠点枠の入園対象となる児童は、前項に該当する児童で保護者が希望する者とする。

(定員)

- 第5条 一般園における障害児の定員は、障害児及び他の児童の保育が円滑になされる範囲で、園の実情に応じて、当該園の長がこれを定める。
- 2 拠点園の障害児拠点枠にあっては3歳以上児は12人以内、3歳未満児は定員の3パーセント以内とする。

(入園中の児童の取扱い)

- 第14条 障害のない児童として入園中の児童につき、当該園の長が障害児保育の必要があると認めるときは、この要綱を適用する。
- 2 入園中の障害児について、障害児保育が困難な状態となったときは、就園管理課長又は当該園の長は、転園、退園等適切な指導を行うものとする。

(関係機関との連携)

- 第15条 市長は、障害児の状況、処遇方針等に関し、専門的に必要な指導、助言を得るため、関係機関と密接な連携をとり、障害児保育を円滑、かつ、効果的に実施するよう努めるものとする。

資料⑥ 「失われた30年」の間に しんぶん赤旗号外より

